

# 飲み残した薬 広報げろ 2015.7

## 飲み残した薬

病院で処方する薬については、長期投与や重複投与などから生ずる飲み残しによる“残薬”が問題になっています。最近の調査によれば、使われていない薬“残薬”は年間500億円近くにもなり、医療保険財政の圧迫も指摘されています。しかしもっとも大きな問題は、薬が正しく使われていないことで引き起こされる病状の悪化、副作用によるさらなる健康障害でしょう。

◎高齢者宅から大量の残薬が発見されることが多いとされています。この理由としては服薬の必要性が認識できず、自己管理ができないこと、複数の医療機関を重複受診することによって薬が増えること、多種類の薬の服用によってかえって体調を崩し服用しなくなること、投薬を手段に医師とのつながりを持ちたいことなどが考えられます。

◎残薬をなくするための対策のひとつは医療機関受診時には必ずお薬手帳をもっていき、医師に確認してもらうことです。他医受診の状況もわかり、薬の重複投与をなくすることができます。薬局では、お薬手帳の発行、重複投与などのチェック、薬に対する相談をうけることなども行っています。それらの経費はすべて薬局に支払う料金に含まれています。お薬手帳は一人一冊とし、どの医療機関、薬局にも持って行って確認してもらうことが大切です。

◎薬の管理ができないことが疑われたら、家族、ホームヘルパーなどがかかりつけ医に情報を提供し連携を図ること。残薬が確認されたらすべて利用している薬局に持ち込み調整してもらうことです。薬局では主治医と相談しながら、使用できる薬、破棄すべきものを判断しセットしなおします。これも支払う費用に含まれる薬局の仕事なのです。また、薬局によっては介護保険を利用して薬剤師の在宅患者訪問による相談を受けられます。

◎病院で処方される薬には使用期限があります。いったん処方した薬は使用期間内に使い切るのが原則です。病院の処方薬の使用期限は一般的に市販薬よりも短く、保存状態によってはさらに短くなります。また、処方された薬は本人のものであり家族など他人が使用すべきものではありません。もったいないとか後でまた使うなどと考えて残しておくとか古くなったりおもわぬ副作用を招いたりします。飲み残した薬はかかりつけの薬局に持ち込んで現在の処方薬に組み込めるか判断してもらうか、思い切って廃棄しましょう。

◎残薬を減らすには長期投与を見直すことも必要です。病状は変化するのは当然で、薬を処方するためには常識的な期間内に医師との面談、診察が必要です。本人が来院できなければ病状を説明できる家族などでも面談可能です。

◎皆さんが病院を受診されると薬が必要な場合処方箋が発行されます。病院の薬に関係する収入はこの処方箋料だけです。病院が一人の患者にどれだけ薬を処方しても病院の収入は増えません。それどころか薬の種類が増えると処方箋料が減額される決まりになっており、病院収入が減ることになります。

◎薬の量を減らし、残薬を減らすことは、下呂市の保険財政を守ることにもなりますが、それ以上に患者本人の病状改善、薬害防止につながると考えます

下呂市立金山病院顧問 古田智彦